

志摩市の給与・定員管理等について

「志摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第44号)の規定に基づき志摩市職員の任免や給与、勤務条件などについての状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

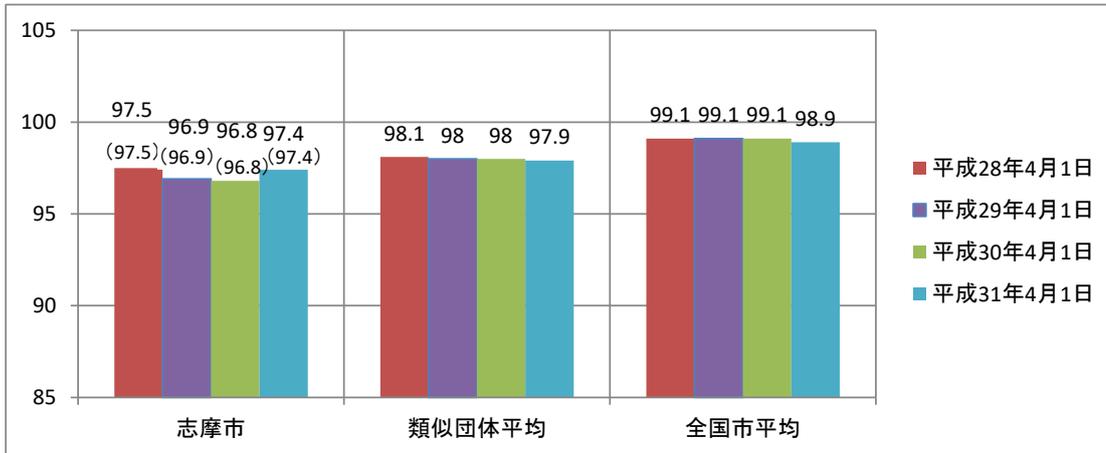
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成30年度の人件費率
令和元年度	49,295 人	25,861,173 千円	522,209 千円	4,251,974 千円	16.4%	16.9%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和元年度	506 人	1,857,314 千円	308,631 千円	749,448 千円	2,915,393 千円	5,761,646 円	5,887,000 円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は令和元年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)
 平成27年4月1日

(内容)
 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げました。
 他の給料表についても一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。
 新給料表への円滑な移行のための経過措置として、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合、その差額を平成30年3月31日まで支給します。
 平成27年度から段階的に実施し、激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)があります。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(参考)

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
志摩市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(その他)

区分	抑制措置	実施期間	内容
特別職	給料月額の減額	平成20年10月31日から平成28年10月30日まで	市長の給料月額を20%減額
		平成20年11月7日から平成28年11月6日まで	副市長の給料月額を5%減額
		平成17年4月1日から平成28年11月24日まで	教育長の給料月額を5%減額

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
志摩市	41.8 歳	317,230 円	377,613 円	338,855 円
三重県	44.2 歳	341,422 円	438,988 円	—
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	42.3 歳	315,191 円	368,279 円	341,515 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
志摩市	49.4歳	75人	284,099円	312,406円	294,319円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.8歳	27人	299,396円	326,336円	312,044円	廃棄物処理業従業員	46.2歳	300,100円	1.09
うち学校給食員	50.0歳	10人	298,500円	322,340円	319,300円	調理士	45.2歳	259,900円	1.24
うち用務員	46.7歳	2人	267,950円	271,500円	267,950円	用務員	55.9歳	207,900円	1.31
うち自動車運転手	50.0歳	4人	293,550円	316,665円	305,925円	自家用兼用自動車運転者	60.4歳	203,500円	1.56
うちその他技能労務職	49.0歳	32人	266,519円	299,572円	271,753円	—	—	—	—
三重県	56.8歳	—	392,125円	449,264円	—	—	—	—	—
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
類似団体	51.5歳	15人	313,756円	336,618円	326,189円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
志摩市	—	—	—
うち清掃職員	5,423,262円	4,166,100円	1.30
うち学校給食員	5,441,501円	3,519,800円	1.55
うち用務員	4,233,780円	2,862,400円	1.48
うち自動車運転手	5,289,434円	2,627,500円	2.01
うちその他技能労務職	4,913,766円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成29～令和元年の3か年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、志摩市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分	志摩市	三重県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	総合職 186,700円 一般職 182,200円
	高校卒	154,900円	154,900円 150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	—
	中学卒	136,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

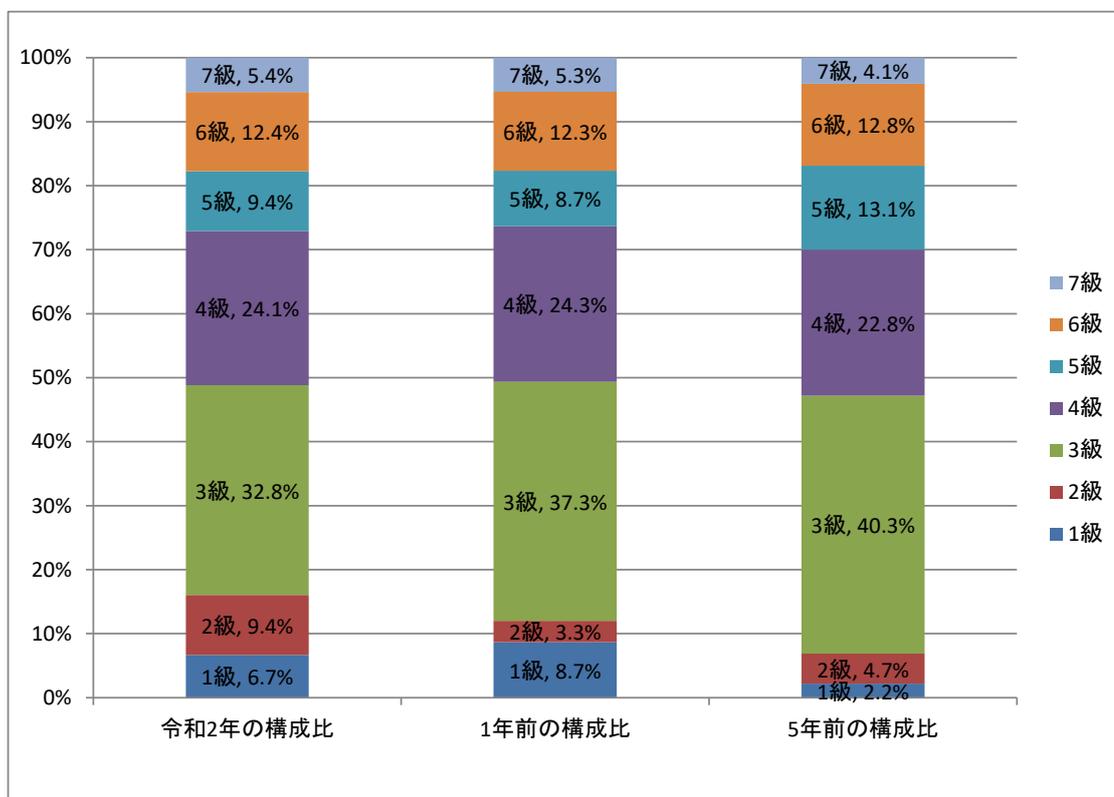
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	255,086円	340,522円	369,722円	387,725円
	高校卒	—円	302,075円	—円	373,825円
技能労務職	高校卒	—円	267,300円	282,567円	307,633円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

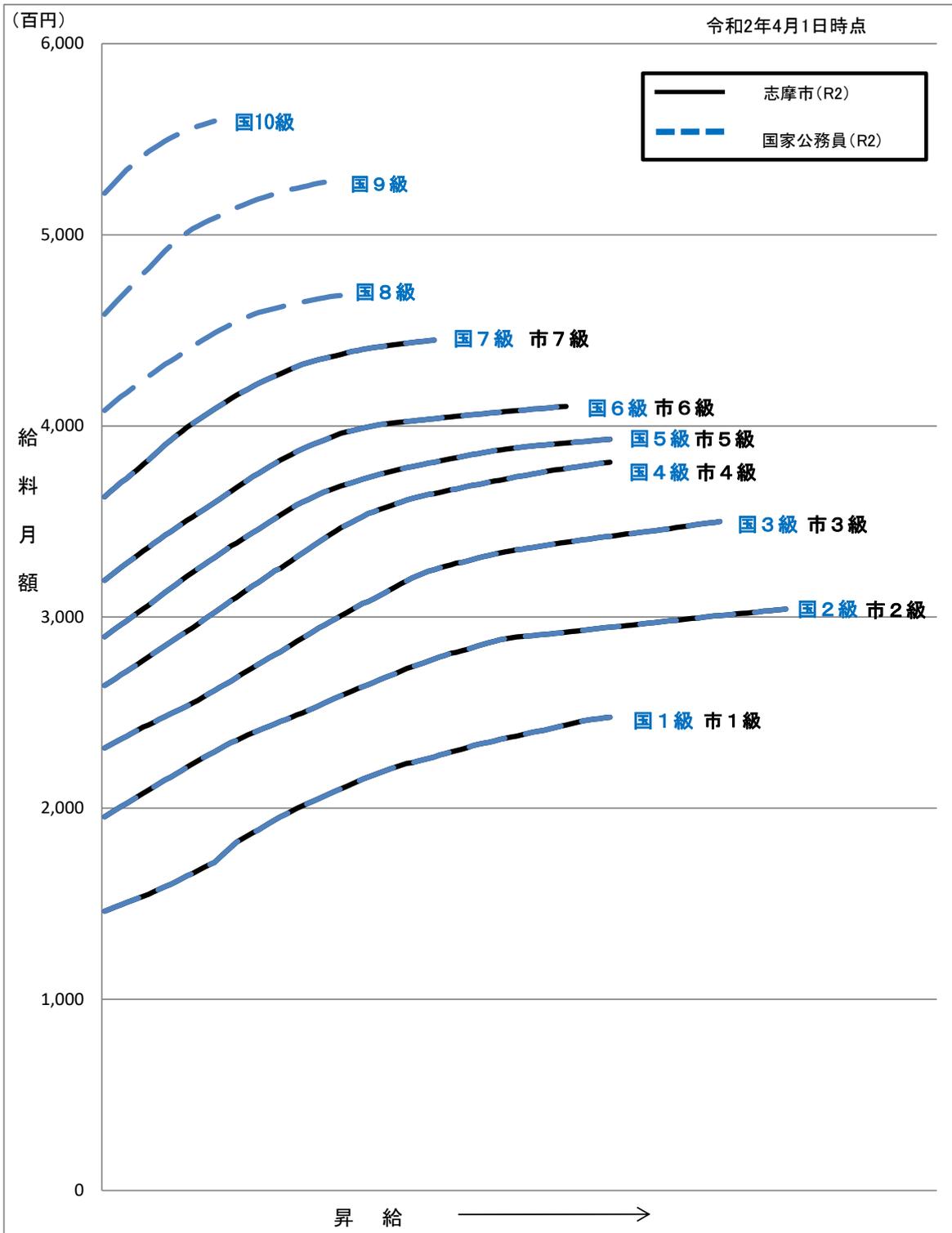
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	一般職員(定型的な業務を行う職務)	20人	6.7%	144,100円	247,600円
2級	一般職員(特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	28人	9.4%	194,000円	304,200円
3級	主査、主任、一般職員(相当困難な業務を行う主査・主任等の職務)	98人	32.8%	230,000円	350,000円
4級	係長職(困難な業務を行う係長の職務)	72人	24.1%	263,000円	381,000円
5級	課長補佐職(特に困難な業務を行う課長補佐等の職務)	28人	9.4%	288,900円	393,000円
6級	課長職(課長の職務)	37人	12.4%	319,200円	410,200円
7級	部長職(部長の職務)	16人	5.4%	362,900円	444,900円

(注) 1 志摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(志摩市)

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志摩市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,545 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,674 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.815月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(志摩市)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

志摩市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算) (退職時特別昇給 無)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
自己都合 応募認定・定年			—		
1人当たり平均支給額 7,855 千円 21,541 千円					

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		1,549	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		309,800	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	20%	2 人	20%
6級地(三重県津市)	6%	4 人	6%

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		2,758千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		76,609円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		6.9%	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)
防疫作業手当	-	-	-
清掃作業手当	清掃職員	ごみ収集業務等	2,279千円
運転業務手当	自動車運転手	給食配送業務等	172千円
土木作業手当	土木作業員	土木作業等	307千円
			支給単価
			日額 500 円
			日額 400 円
			日額 250 円
			日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	177,353千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	378千円
支給実績（平成30年度決算）	151,155千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	318千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円	同	—	54,954千円	244,238円
	子 月額 10,000円				
	父母等 月額 6,500円				
	特定期間の(★)の子 月額 5,000円				
住居手当	借家居住者 月額の家賃が16,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額 28,000円	同	—	15,512千円	238,639円
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 55,000円 交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~ 31,600円	同	—	27,812千円	69,357円
管理職手当	部長級職員 60,000円 課長級職員 40,000円	異	—	27,068千円	510,713円
管理職特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合 部長級職員 8,500円 課長級職員 7,000円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)	異	—	1,621千円	29,467円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,400円 (年末年始に勤務した場合) 8,800円	異	—	0円	0円

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

5 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	900,000円	類似団体における最高／最低額 950,000円/431,000円	
	副市長	700,000円		772,000円/483,000円
報 酬	議 長	470,000円	545,000円/230,000円	
	副議長	399,000円	474,000円/200,000円	
	議 員	370,000円	450,000円/180,000円	
期末手当	市 長 副市長	(令和元年度支給割合) 3.95月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和元年度支給割合) 2.95月分		
退職手当	市 長	(算定方式) 900,000円×在職月数×41.6/100	(1期の手当額) 17,971,200円	(支給時期) 任期満了時
	副市長	700,000円×在職月数×25.0/100	8,400,000円	任期満了時
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

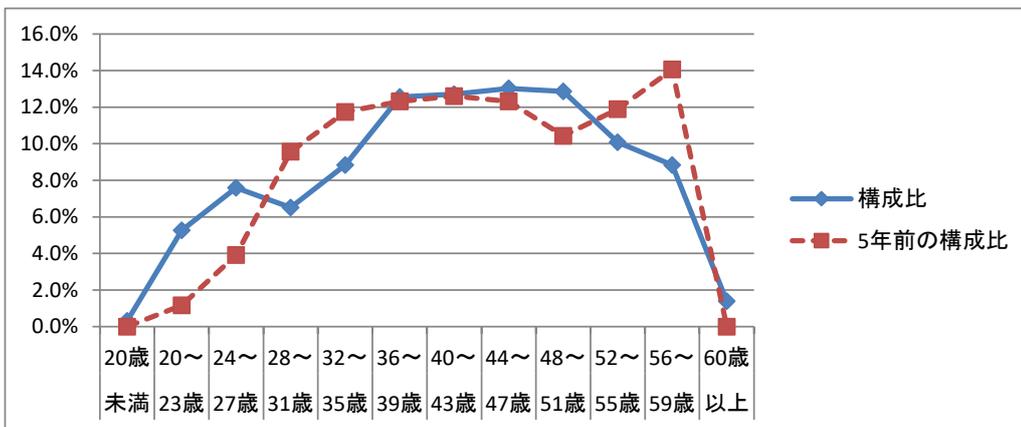
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		令和元年	令和2年		
普通会計部門	議会	6	5	△ 1	業務の見直し・効率化、退職職員の不補充等による減
	一般	121	127	6	
	総務	25	23	△ 2	
	農林水産	23	22	△ 1	
	行政	13	13	0	
	商工	35	33	△ 2	
	土木	138	137	△ 1	
	民生	59	58	△ 1	
	衛生				
	小 計	420	418	△ 2	
教育	90	88	△ 2		
小 計	510	506	△ 4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 103.35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 102.90人)	
公営企業等	病院	87	87	0	職員の新規採用による増
	水道	23	22	△ 1	
	下水道	5	5	0	
	その他	26	25	△ 1	
	小計	141	139	△ 2	
合計	651 [801]	645 [650]	△ 6 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 131.74人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



年齢	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	34人	49人	42人	57人	81人	82人	84人	83人	65人	57人	9人	645人

(3) 職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人・%)

部門別	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		454	445	436	427	420	418	△ 36 (△ 7.9%)
教育		103	99	88	88	90	88	△ 15 (△ 14.6%)
普通会計		557	544	524	515	510	506	△ 51 (△ 9.2%)
公営企業等会計		134	124	125	128	141	139	5 0
総合計		691	668	649	643	651	645	△ 46 (△ 6.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	1,384,832千円	237,214千円	160,374千円	11.6%	11.9%

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	(参考)類似団体平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和元年度	24人	86,475千円	10,593千円	34,918千円	131,986千円	5,499,417円	6,165,161円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は令和2年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
志摩市	41.0歳	315,273円	458,284円
団体平均	43.6歳	363,687円	576,360円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(水道事業)		志摩市	
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1,503千円	1人当たり平均支給額(令和元年度)	1,545千円
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

志摩市(水道事業)				志摩市(普通会計一般職)			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27025 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27025 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)				(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)			
自己都合		応募認定・定年		自己都合		応募認定・定年	
1人当たりの平均支給額	203千円	23,376千円		1人当たりの平均支給額	7,855千円	21,541千円	

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	-	- 人	-

エ 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		0.0%		
手当の種類(手当数)		-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	支給単価
-	-	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	3,628千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	181千円
支給実績（令和元年度決算）	5,046千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	210千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和元年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	配偶者 月額 6,500円	同	—	2,774千円	213,384円
	子 月額 10,000円				
	父母等 月額 6,500円				
	特定期間の(★)の子 月額 5,000円				
住居手当	借家居住者 月額の家賃が16,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額 28,000円	同	—	648千円	324,000円
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 55,000円 交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~ 31,600円	同	—	1,863千円	88,730円
管理職手当	部長級職員 60,000円 課長級職員 40,000円	異	—	1,680千円	560,000円

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	1,313,604千円	-13,666千円	812,944千円	61.9%	59.5%

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	(参考)類似団体平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和元年度	80人	299,450千円	85,193千円	88,975千円	473,618千円	5,920,225円	6,948,609円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。
2 職員数は令和2年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和元年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	39.7歳	551,341円	1,523,250円
医師(団体平均)	45.1歳	572,109円	1,457,277円
看護師 准看護師	46.7歳	314,744円	531,397円
看護師(団体平均)	39.1歳	308,802円	502,402円
薬剤師 医療技術職	36.7歳	288,858円	398,051円
事務職	45.7歳	341,509円	384,055円
事務職(団体平均)	43.3歳	349,678円	567,433円
労務職	49.7歳	233,096円	361,833円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(病院事業)		志摩市	
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1,467千円	1人当たり平均支給額(令和元年度)	1,545千円
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

志摩市(病院事業)				志摩市(普通会計一般職)			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27025 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27025 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)				(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)			
自己都合		応募認定・定年		自己都合		応募認定・定年	
1人当たりの平均支給額	6,288千円	7,626千円		1人当たりの平均支給額	7,855千円	21,541千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		2,068	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		689,333	円
支給対象者	支給率	支給対象職員数	-
医師	16%	3 人	-

エ 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度)			16,643千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度)			221,906円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)			97.5%	
手当の種類(手当数)			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	支給単価
病院業務手当	診療放射線技師	診療放射線業務に従事する職員	2,688千円	月額 7,000円
	臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、(管理)栄養士、看護師・准看護師、看護助手	臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、(管理)栄養士、看護師、看護助手業務に従事する職員		月額 3,000円
	その他病院及び診療所に勤務する労務職員	病院業務に従事する労務職員		月額 2,000円
待機手当	医師	休日等に救急患者等に対処するため自宅等で待機をした場合	1,999千円	1回 2,000円 年末年始 1回 3,000円
	放射線技師、臨床検査技師、訪問看護ステーション勤務看護師			1回 1,000円 年末年始 1回 2,000円
夜間看護手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に看護等の業務に従事する職員	夜間看護業務	9,714千円	深夜の勤務時間 全部 1回 7,300円 (年末年始 14,600円) 4時間～ 1回 3,550円 (年末年始 7,100円) 2～4時間 1回 3,100円 (年末年始 6,200円) ～2時間 1回 2,150円 (年末年始 4,300円)
医師手当	医師	医師免許取得後2年以上の者	7,200千円	月額 200,000円
診療手当	医師	医師免許取得後2年以上6年未満の者	5,040千円	月額 100,000円
		医師免許取得後6年以上13年未満の者		月額 120,000円
		院長、市民病院長、診療所長、副院長及び医師免許所得後13年以上の者		月額 150,000円
研修手当	医師	院長	3,600千円	月額 120,000円
		市民病院長、診療所長、副院長、診療部長、医長		月額 100,000円
		医師		月額 80,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度)	27,840千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度)	344千円
支給実績(平成30年度)	23,320千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)	328千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和元年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円	同	—	6,916千円	181,989円
	子 月額 10,000円				
	父母等 月額 6,500円				
	特定期間の(★)の子 月額 5,000円				
住居手当	借家居住者 月額の家賃が16,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額 28,000円	同	—	2,805千円	233,716円
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 55,000円 交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~ 31,600円	同	—	6,130千円	78,587円
管理職手当	部長級職員 60,000円 課長級職員 40,000円	異	—	4,680千円	668,571円
宿日直手当	病院の当直勤務(一般職員) 6,100円 病院の当直勤務(管理職職員) 10,800円 病院の当直勤務(医師) 21,000円	異	—	4,524千円	411,281円

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

8 競争試験の状況

区分	実施日	職種区分	受験者数	合格者数
令和元年度	令和2年2月4日	看護師	1	1
	令和2年1月30日	看護師	1	1
	令和2年1月26日	育児休業代替任期付職員(保育士・幼稚園教諭)	3	2
	令和元年11月14日	看護師	1	1
	令和元年9月22日(一次試験)	事務職員	36	15
		事務職員(スポーツ枠)	3	2
		事務職員(障がい者対象)	1	0
		保育士・幼稚園教諭	12	5
		保健師	4	2
		労務職(障がい者対象)	2	1
		看護師	1	1
	看護師助手	2	1	
	令和元年9月8日	薬剤師	1	1
	令和元年8月8日	看護師	1	1
	計	69	34	

9 職員の採用・退職の状況

(1) 職員の採用の状況

採用日	職種	競争試験	選考	計
		計	計	
令和2年4月1日	事務職員	17	—	17
	保育士・幼稚園教諭	5	—	5
	保健師	2	—	2
	労務職(障がい者対象)	1	—	1
	看護師	3	—	3
	看護助手	1	—	1
	任期付職員(医師)	—	1	1
	任期付職員(保育士・幼稚園教諭)	2	—	2
令和2年1月1日	薬剤師	1	—	1
	看護師	1	—	1
令和1年9月1日	看護師	1	—	1
計		34	1	35

(注) 1 職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、選考による採用を行うことができるとされています。

(2) 職員の退職の状況

年度	区分	計
令和元年度	定年退職	25
	応募認定退職	5
	自己都合退職	14
	死亡退職	2
	計	46

10 職員の勤務時間・休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 一般職の標準的な勤務時間(令和2年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

(注) 1 所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は38時間45分です。
 なお、市民課では毎週月曜日のみ19時まで窓口を延長し、住民票や税務証明書の一部など、各種証明書の発行業務を行っています。

(2) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週土曜日、日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)をいいます。

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成31年1月1日～令和元年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員	1人当たり使用日数
24,420日	6,169日	653人	9.4日

(注) 1 職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

(4) 特別休暇の状況(令和2年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間	有給
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要な期間	有給
災害などのボランティアのための休暇	年5日	有給
結婚休暇	連続する5日	有給
産前休暇	8週間 (多胎妊娠の場合は14週間)	有給
産後休暇	8週間	有給
1歳未満の子の授乳などの時間	1日2回 それぞれ30分	有給
妻の出産	2日	有給
妻の出産の8週間前から出産の8週間後の間で出産に係る子又は小学校就学前の子の養育に関する休暇	5日	有給
中学校就学前の子の看護	年5日	有給
短期介護	年5日	有給
忌引き	亡くなった人との続柄によって1日から7日	有給
父母等の追悼	年1日	有給
夏季休暇	6月から9月までの間で連続する5日間	有給
災害により住居が滅失した場合の復旧作業が必要な場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等で出勤が困難な場合	必要な期間	有給
災害時職員の退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要な期間	有給
介護休暇	6か月以内	無給
組合活動のための休暇	年30日以内	無給

(5) 育児休業の取得状況

令和元年度	男	女
育児休業の取得者数	0	18

(注) 1 育児休業は、対象の子どもが満3歳になるまで取得することができますが、休業期間中は、無給となります。

(6) 出張旅費制度の概要(令和2年4月1日現在)

旅費の種類	県内	県外
日当	—	2,000円
宿泊費	10,000円	12,000円

11 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

区分	分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
令和元年度	勤務成績が良くない	0	0	0	0	0
	心身の故障	0	0	21	0	21
	職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
	計	0	0	21	0	21

(注) 1 分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して職員に不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者

区分	懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
令和元年度	法令に違反した(交通事故等を含む)	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者にふさわしくない非行	0	0	1	0	1
	計	0	0	1	0	1

(注) 1 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、職員に制裁として科する処分をいいます。

12 職員の営利企業等従事許可等に関する状況

区分	許可の内容	許可件数
令和元年度	営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の 団体の役員、顧問、評議員	1
	自ら営利を目的とする私企業を営む場合	8
	報酬を得て事業若しくは、事務に従事する場合	42
	計	51

(注) 1 職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこととされています。

13 職員の研修及び人事評価の状況(令和元年度)

(1) 研修の状況

市役所における研修	新規採用職員研修 議会答弁能力向上研修 新規採用職員メンタルヘルス研修 交通安全研修 ハラスメント研修 メンタルヘルス(ラインケア)研修 タイムマネジメント研修 人事評価者研修 税外債権の回収研修(私債権・基礎編) 改正民法対応研修 LGBT研修 税外債権の回収研修(非強制徴収公債権・基礎編) 女性職員キャリアデザイン研修 説明・説得能力向上研修
研修機関(三重県自治会館組合等)による研修	ワンステップ研修(新規採用職員) ツーステップ研修 スリーステップ研修 マネージャー研修 リーダー研修 公営企業会計研修 給与実務研修 法制執務研修 税務実務研修 複式簿記入門研修 プレゼンテーションスキル研修 情報処理研修 コミュニケーションマインド向上研修 三重地方行財政アカデミー研修会(地域開催) 政策法務研修 用地交渉実務研修 訴訟対応研修 不当要求対策研修 三重地方行財政アカデミー研修会 法務トレンド研修

(2) 人事評価制度の概要

人事評価制度は人材育成を目的とし、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することとしています。制度の概要については、次のとおりです。

評価の構成	業績評価・能力評価
評価の対象者 (被評価者)	次に掲げる者を除く職員を対象とします。 ①特別職、再任用職員、医師 ②他の自治体等へ派遣されている職員 ③他の自治体等から派遣されている職員 ④評価期間において勤務した日が180日に満たない職員 ⑤非常勤職員及び地方公務員法第22条第5項の規定に基づき任用された職員
評価者	評価は①評価者②調整者③確認者の順に3段階で行います。 評価者は直属の上司、調整者はその上位の職員、確認者は更に上位の職員です。
評価対象期間	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
評価方法	評価対象期間における職務行動を通じて発揮された能力と職務に対する姿勢・態度を評価項目ごとに、5段階の評価尺度により絶対評価を行います。
評価項目	業績、倫理、業務遂行、人材育成、知識、技術、協調性、折衝、コミュニケーション、協調性、業務遂行などで、職種や職位で異なります。

14 福祉及び利益の保護状況

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び安全衛生管理規定に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、定期健康診断を始め、安全衛生委員会の開催、産業医による健康相談等を実施しています。

(2) 互助会への加入状況

地方公務員法第42条に定められている職員の福利厚生事業や健康管理事業のほか、地方自治に関する意識向上や行政の円滑かつ能率的な運営を実現するため(一財)三重県市町職員互助会に加入しています。

- 負担金額 給料月額×4/1000
- 加入者数 696人(R2.4.1時点)
- 主な事業 給付事業、厚生事業、福利事業等
- 令和元年度決算額 9,614千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

15 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定を行い、事案の解決に当たるものです。

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況(令和元年度)

事案数			処理件数					翌年度への繰越 (A-B)
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行うものです。

職員に対する不利益処分についての審査請求の状況(令和元年度)

事案数			処理件数					翌年度への繰越 (A-B)
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0